

専門職大学院における知財教育

第3回 検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）文部科学省説明資料

平成29年2月23日（木）

文部科学省高等教育局専門教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 専門職大学院の概要

専門職大学院制度の概要

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、平成15年度に創設

学校教育法上の目的

(大学院及び専門職大学院の目的)

第九十九条

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

制度の概要

(1) 標準修業年限

- ・ 2年（法科大学院は3年）

(2) 修了要件

- ・ 30単位以上 ※法科大学院は93単位以上、教職大学院は45単位以上が基本
- ・ 一般の修士課程と異なり、論文作成を必須としない

(3) 教員組織

- ・ 必要専任教員中の3割以上は実務家教員 ※法科大学院は2割以上、教職大学院は4割以上

(4) 教育内容

- ・ 理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施
- ・ 事例研究や現地調査を中心に、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答等が授業の基本

①フィールドワーク

設定したテーマに関わる代表的な実践事例について、実地調査を行う。

②ワークショップ

設定したテーマに即した事例を学生がそれぞれに持ち寄る。教員は、それら事例の発表を土台として、それらの背景等についての分析・考察を導く。

③シミュレーション

授業テーマ等に関わる条件を設定し、その条件下において想定できるモデルプランを示し、その企画立案・効果等についての検証を行う。

④ロールプレイング

ある条件を設定し、その条件下で学生に役割（例えば批判する側と推進する側等）を割り当てて事例の検討を行う。

(5) 学 位

- ・ ○○修士（専門職）（例）経営管理修士（専門職）、会計修士（専門職）等

(6) 認証評価

- ・ 教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年以内ごとに受審することを義務づけ、教育の質保証を図る仕組みを担保。

年度別専門職大学院数

※文部科学省調べ、学生募集停止中の大学院を除く

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
130校	128校	128校	124校	122校	114校	117校

分野別専門職大学院数（H28）

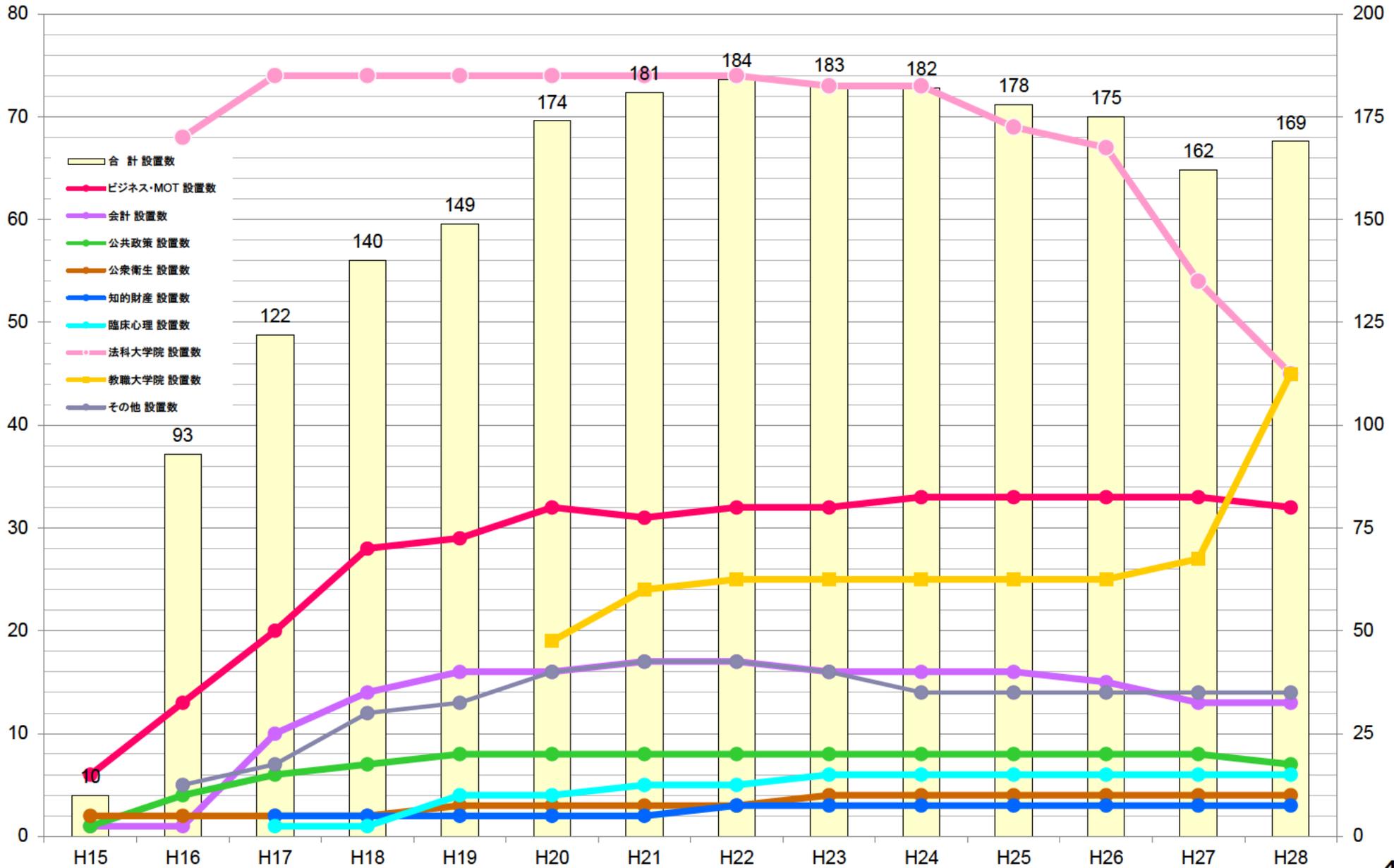
分野	国立		公立		私立		株立		専攻数 合計	大学数 合計
	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数	専攻数	大学数		
ビジネス・MOT	12	12	3	3	16	16	1	1	32	32
会計	2	2	1	1	9	9	1	1	13	13
公共政策	5	5	0	0	2	2	0	0	7	7
公衆衛生	3	3	0	0	1	1	0	0	4	4
知的財産	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3
臨床心理	2	2	0	0	4	4	0	0	6	6
法科大学院	16	16	2	2	27	27	0	0	45	45
教職大学院	39	39	0	0	6	6	0	0	45	45
その他	1	1	4	3	8	7	1	1	14	12
合計	80	80	10	9	76	75	3	3	169	117

※ 1の大学で複数の専攻を設置している場合があるため、各分野の大学数の合計は全大学数の合計とは一致しない。

※ 学生募集停止中の大学・専攻は除く。

分野別専攻数推移

(単位:専攻数)



知的財産分野の専門職大学院について

【概要】

- ・我が国の知的財産分野の専門職大学院は、東京理科大学大学院イノベーション研究科、日本大学大学院知的財産研究科、大阪工業大学大学院知的財産研究科の3校※が存在
 - ※東京理科大学は平成29年度から知的財産戦略専攻（MIP）を技術経営専攻（MOT）に統合
 - ※日本大学は平成29年度から法学研究科私法学専攻に「知的財産コース」を設置
- ・修了者は、弁理士試験の科目が一部免除される
- ・知的財産の権利化実務を含む法律・技術等全般に渉る実務に携わり、知的財産の創造、保護、活用を支える人材を養成

【修了後の進路の例】

- ・企業・行政機関等における知財担当（転職を含む）
- ・弁理士

【カリキュラムの特色】

- ・特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法等の知的財産分野で仕事をするために必要とされる法律科目を配置
- ・インターンシップ、演習等の方法による授業を配置
- ・その上で、各専門職大学院により、ビジネス分野、法律、実践性（医薬、電気・電子技術）などの特色を出したカリキュラムを編成
- ・専門職大学院においては、制度上論文作成は必須とされていないが、これら3大学院においては、論文作成を課している

【知的財産分野専門職大学院一覧】

区分	大学院名	研究科名	専攻名	学位名称	入学定員	開設年度
私立	東京理科大学大学院	イノベーション研究科	知的財産戦略専攻	知的財産修士（専門職）	60	17年度
	日本大学大学院	知的財産研究科	知的財産専攻	知的財産修士（専門職）	30	22年度
	大阪工業大学大学院	知的財産研究科	知的財産専攻	知的財産修士（専門職）	30	17年度
私立3大学 3専攻					120	5

知的財産分野の専門職大学院について②

※文部科学省調べ

入学者数

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
131人	118人	108人	82人	82人	63人

在学者数

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
272人	249人	229人	193人	174人	147人

社会人学生数

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
99人	75人	73人	68人	75人	62人

社会人比率

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
36.4%	30.1%	31.9%	35.2%	43.1%	42.2%

国内の認証評価機関による認証評価を受けている専門職大学院数

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
-	-	1校	2校	-	-

中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ
「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(概要)

現状・課題

- 専門職大学院は、平成15年度に、高度専門職業人養成に目的を特化した課程として創設以来、大学院教育の実質化や社会人教育を牽引する役割を担うとともに、一定程度の普及定着が図られてきた。
- 一方、社会(「出口」)との連携が必ずしも十分ではなく、多様化するニーズを的確に踏まえたプログラム提供ができていない、学位の付加価値についての理解を得られていない等のため、制度導入時に期待されていたほどの広がりには至っていない。
- 高度専門職業人養成という観点から、修士課程と専門職学位課程の役割分担が明確ではない。

少子高齢化が急激に進展する我が国が持続的な成長を継続するため、**専門性が要求される分野において国民一人一人の労働生産性を向上させることが喫緊の課題**であり、**高度専門職業人養成機能の一層の充実強化**が必要

今後の方向性

①高度専門職業人養成機能の充実・強化

- ・自らの強みや特徴を伸ばすための取組促進
- ・高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、高等教育全体としての機能強化

③多様なニーズへ対応するための学士課程・修士課程等との連携強化

- ・学士課程、修士課程、他の専門職学位課程等の教員とも連携して特色ある教育プログラムを提供

②社会(「出口」)との連携強化

- ・社会(「出口」)との連携強化の重要性と必要性を専門職大学院制度に一層取り込むことが必要

④分野ごとのきめ細かい対応

- ・対応が必要と考えられる課題については、分野ごとのきめ細やかな対応が必要

修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての見直し

- ・**高度専門職業人養成機能を強化する観点から、大学院全体としての議論が必要。特に、高度専門職業人養成を主たる目的とする修士課程等の専門職学位課程へ移行を促す方策についても検討**が必要。その際、専門職大学院の設置が進んでいない、地方におけるニーズを踏まえることが必要。

具体的改善方策

アドバイザーボード	・関係業界の関係者など養成人材像と関連が深い者等からなる アドバイザーボードの設置
教育課程等	・ステークホルダー等の参画を得た上での コアカリキュラムの策定 促進 ・社会人に対する柔軟で多様な教育機会提供、ICTの活用、博士レベルの専門職学位の検討等
教員組織	・他の課程との連携を強化し、新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進するため、 専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討 (新設の場合の時限付措置、積極的な効果が認められ、かつ、支障がない場合の恒常的措置) ・みなし専任教員の担当科目数の緩和など、適切な実務家教員の確保の促進 等
認証評価	・認証評価機関は、 修了生の就職先、学生等から意見を聴き、評価に反映 させることが必要。 ・ 機関別評価と分野別評価の効率化 (機関別評価での分野別評価の結果の活用、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化の検討) ・国際認証を得た場合、国内の認証評価受審に伴う負担の軽減の検討
情報公開の促進	・具体的にどのような人材の養成を目指しているのか、ステークホルダーとどのような連携を図って教育内容を充実するのか等、 社会(「出口」)との連携方策の策定・公表 ・修了生の活躍状況等についての情報公開の促進
新たな認定制度	・①世界的に活躍するグローバル人材の養成、②地域の課題解決に貢献する地域人材の養成、 ③社会的ニーズの高い特定の分野に強みを有する専門人材の養成といった各専門職大学院の強みや特色を打ち出すための組織的取組を促すため、 ①から③ごとに定める一定の基準を満たしたと認められる専門職大学院を新たに認定し、メリットを付与する制度 を検討。導入にあたっては、多くの分野と関連が深い経営系分野から開始することも一案

2. 専門職大学院における知財教育

（本文）

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実

（2）今後取り組むべき施策

（大学等における知財教育の推進）

- ・ 知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる（短期・中期）

（工程表）

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
2-1. 知財教育・知財人材育成の充実								
53	○	大学等における知財教育の推進	知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。 （短期・中期）	文部科学省	法科大学院における知財教育について公的支援見直し加算プログラムを通じて支援。また、経営系専門職大学院について教育の基本となるコアカリキュラムを策定する際、知財を含めたコア科目の在り方について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

法科大学院における知的財産関連科目の開講状況等

【概要】

- ・平成27年度において知的財産関連科目は、おおむね全ての法科大学院（45校中44校）で開設されている。
- ・司法試験の選択科目に知的財産法があり、平成28年は988人（14.4%）が選択した。（平成27年は1,060人（13.4%）が選択）

【開設科目例】

○ 北海道大学／知的財産法A／1,2,3年次配当／研究者教員担当

知的財産法の初学者のために、総論として、知的財産法の対象となる知的財産の特殊性や有体物と異なる点について、各論として、不正競争防止法及び不正競争防止法の商品等主体混同行為の規律と関係の深い商標法について学修する。

○ 大阪大学／特殊講義C（特許・著作権訴訟）／2,3年次配当／実務家教員（弁護士、弁理士）担当

- ◆知的財産法Ⅰ（特許法）・同Ⅱ（著作権法）等で習得した知識を定着させ、応用力を養う。
- ◆特許訴訟につき、訴訟物ごとに要件事実を整理するとともに、実務で一般的な特許権侵害訴訟と審決取消訴訟が並行する事案で裁判官・弁護士が実際に直面する実務上のポイントを理解し、応用力及び起案力を養う。
- ◆著作権訴訟につき、要件事実を整理するとともに、応用力及び起案力を養う。

○ 明治大学／知的財産と法Ⅲ／2,3年次配当／実務家教員（弁理士）担当

情報技術と生命科学を中心に「先端技術と知的財産法の関係」について、裁判例や政府報告書等の分析と考察を通じて、特許法や著作権法に関する理解を深める。

- ◆ 情報技術：ソフトウェアやビジネス方法に関連する発明の特許要件及び権利侵害に関する先端的問題
- ◆ 生命科学：生物と工業製品の本質的相違に起因する特許保護要件等の問題や医療・生命倫理と特許の関係 など

◇プログラム名

知的財産法領域における社会的ニーズに即応した「実効的な継続教育プログラム」の実施

趣旨・ねらい

グローバルCOEプログラム等による最先端の研究成果を活かし、知的財産法という先端的法領域について、インテンシブな「サマーセミナー」を開催することにより、大規模なリカレント教育を推進し、知的財産推進計画が目指す人材育成を充実させる。

取組のポイント

①企業法務関係者のリカレント教育

- ・サマーセミナーにより、知的財産法という先端的法領域に携わる実務家の全国的な水準を引き上げ、この領域におけるトップレベルの法曹の層を厚くするためのリカレント教育を実施している。

(主な実績・成果)

- ・毎年、多数の弁理士、弁護士等の参加を得ている（右表参照）。
- ・弁理士会から外部機関による弁理士研修として位置づけられている。
- ・大阪弁護士会知的財産法実務研究会、第二東京弁護士会知的財産権法研究会の継続的な参加を得ている。

②修了生に対する継続教育

- ・北海道大学法科大学院は知的財産法だけで12単位の授業を展開するほど、この分野に力を入れており、このプログラムには本学を修了した弁護士で知的財産法を主たるフィールドにしている者の継続教育という側面もある。

(主な実績・成果)

- ・本法科大学院を修了し、弁護士として知的財産関係の仕事についている者から、参加を得ている。H27年度7名、H28年度8名。

③法科大学院における教育

- ・H28年度から、サマーセミナーを本法科大学院（及び修士課程）における正規の授業とし、知的財産法分野の法曹の水準の引上げのため、この分野の教育の一層の充実を図っている。

(主な実績・成果)

- ・H28年度には16名が受講した。

北海道大学サマーセミナーのイメージ



年度	課 題	参 加 者 数					単位化履修の 本学学生
		弁理士	弁理士 かつ 弁護士	弁護士	その他		
25	著作権・不正競争・ 商標権編	128人	24人	8人	24人	72人	
26	特許法	147人	48人	12人	29人	58人	
27	著作権・不正競争・ 商標・意匠等	192人	35人	11人	34人	112人	
28	特許法	172人	47人	20人	30人	59人	16人

※ その他の主な参加者：企業等の法務・知財担当者、他大学の教員、本学大学院生

◇プログラム名

智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成の取組

趣旨・ねらい

大阪大学知的財産センター内に設置された臨床法実務教育拠点「智適塾」において、修了した新人弁護士に特任研究員の地位を与え、経験豊富な弁護士等とチームを組んで、大学内の研究活動に関連する法的問題の解決を図ることで、予防法務や大学の産学連携、社会連携活動を支援。

取組のポイント

①ベテラン弁護士との協働による新人弁護士のスキルアップ

・新人弁護士にインターン（特任研究員）の地位を与え、経験豊富な弁護士とともに、大学内の研究活動等を支援。これにより、特に理系出身の法科大学院修了者の職域拡大に繋げる。

（主な実績・成果）—インターンの採用数（累計）

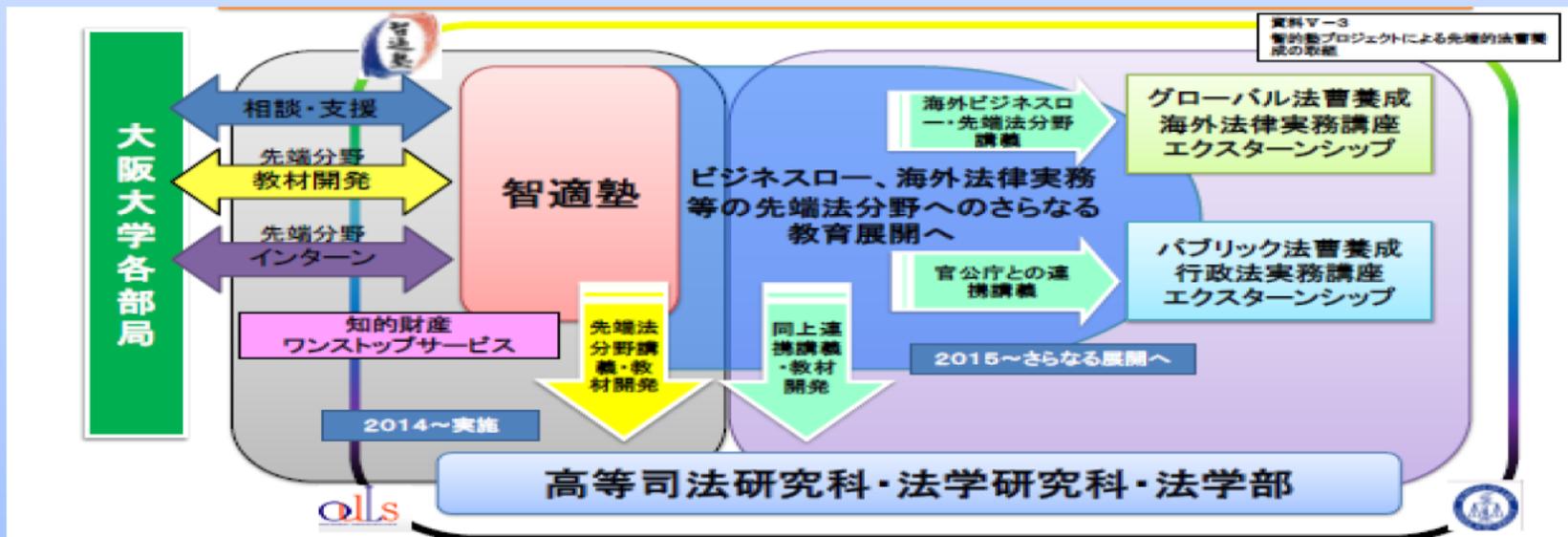
・H27:10人 → H28:12人（うち理系7人）

②インターンの経験を法科大学院教育にフィード・バック

・智適塾プロジェクトの一環として法科大学院に開講した「特許・著作権訴訟」の授業の補助にインターンが参加。「弁護実務」の授業においても、インターンが補助者として参加。

（主な実績・成果）—特許・著作権訴訟の受講者数

・H27:11人 → H28:6人



経営系専門職大学院における知的財産関連科目の開講状況等

【概要】

- ・平成28年度において、ビジネス分野では、24大学中14大学が知的財産関連科目を設けている。
- ・一方、MOT分野では8大学全てにおいて、知的財産関連科目を設けている。

【開設科目例】

○九州大学経済学府産業マネジメント専攻／知的財産管理／1,2年次配当／実務家教員（弁理士）担当
知的財産の基礎知識を習得した上で、知的財産マネジメント実践能力を養成する。

○関西学院大学経営戦略研究科経営戦略専攻／知的財産権法／1年次配当／研究者教員担当
知的財産の本質を理解し、関連する法体系を把握し、現在問われている課題に係る多様な背景を理解して、知的財産に関しての実践的な能力の習得を目指す。

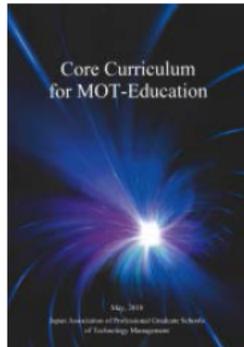
○山口大学技術経営研究科技術経営専攻
「知財戦略特論」／1,2,3年次配当／実務家教員（弁理士）担当
知的財産・知的財産権を事業における差別化要因及び競争力の確保の源泉として活用する実践的な戦略について講義。

「国際知財法務特論」／1,2,3年次配当／実務家教員（弁理士）担当
知財に関する主要な条約・協定について解説し、日米欧亜における主要国の制度の比較を行い、各国・地域の特許庁から提供される権利・技術・審査情報の入手、海外における交渉・契約・訴訟等を扱うとともに、国際標準化等の企業活動の事例に基づいて、国際的な知財の権利化及び活用を図る知財戦略の立案に必要な知識とスキルの獲得を目的とする。

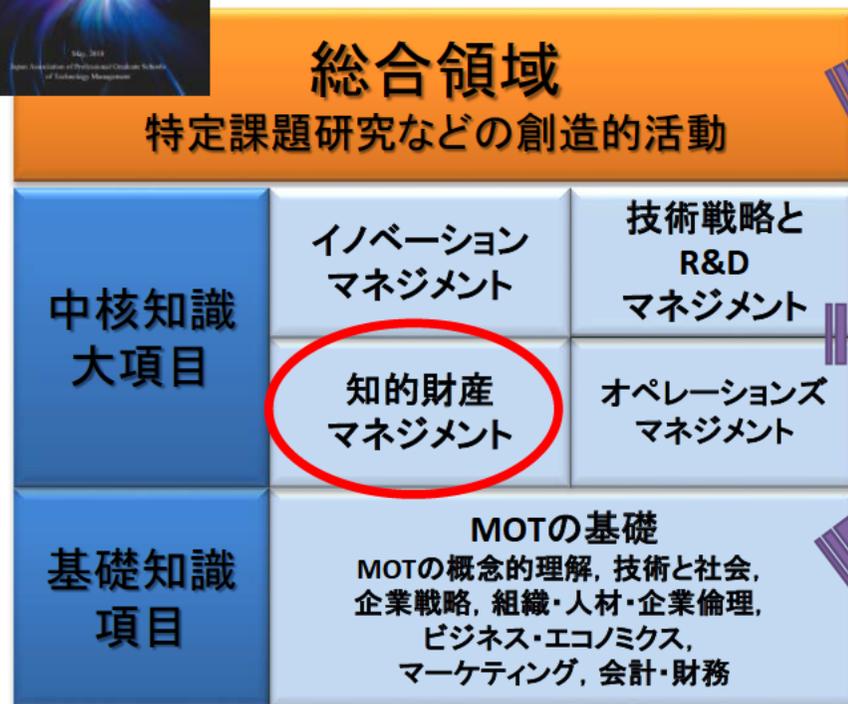
「知財MOT特論」／1,2,3年次配当／実務家教員（特許庁出身者）担当
公開されている知財情報の分析方法、審査・審判・特許権侵害訴訟の実務を理解し、知財戦略立案に資するスキルを獲得することを目的とする。

MOT教育コア・カリキュラム※の全体像

※MOT専門職大学院の修了生が最低限修得しておくべき教育内容と到達レベルとを体系化・明文化したもの
（平成22年3月に策定し、現在改定作業中）



平成22年3月策定
「MOT教育コアカリキュラム」
をベースに



① 特定課題研究に留まらない多様な学修形態の検討

- 各専門職大学院による独自性を発揮したアクティブラーニングの多様な形態の例示
- モデル教育プログラムの提示
- 総合領域の学修全体に占める割合を検討

② 項目ごとのアップデート

- 国内産業界の動向・教育ニーズの潮流を把握
- 国外の動向, 特にアジア・パシフィック諸国などからの留学生の学修に配慮
- 中央教育審議会専門職大学院ワーキンググループの検討状況との整合性
- ビジネス分野コアカリキュラムとの連携

③ 全体ボリュームの検討

- カリキュラム全体を見据え, 単位の実質化と学修時間の確保の視点に立ち, 望ましい修了必要単位の目安を提案

先導的経営人材養成機能強化促進委託事業

平成28年度予算額 0.8億円(新規)

事業概要

○経営系専門職大学院教育による先導的経営人材養成機能を抜本的に強化するため、以下の調査研究を行う。

- ①国内外の経営系専門職大学院やその修了生及び産業界のニーズ等の実態調査
- ②経営系専門職大学院で学ぶすべての学生が習得すべきと考えられる学習内容、共通的な到達目標であるコアカリキュラムを策定し、コアカリキュラムを実施するためのモデルとなる教育プログラムの開発
- ③産業界のニーズに応える教育プログラムの開発や、教員の教育指導能力の開発等、コアカリキュラム以外の機能強化に資する取組の調査研究
- ④長期的視点からの経営系専門職大学院の在り方及び海外の主要な認証評価機関に関する調査研究

実施体制

先導的経営人材養成機能強化促進委託事業推進委員会

- ・委託事業内容の策定
- ・事業の選定及び選定された事業の実施に係る調査審議に関する事項

設置

文部科学省

適時相談・進捗報告

実施主体

② ビジネス分野 コアカリキュラム策定 【実施主体】神戸大学

ビジネス分野コアカリキュラム策定委員会(仮称)

連携

② MOT分野 コアカリキュラム策定 【実施主体】山口大学

MOT分野コアカリキュラム策定委員会(仮称)

① 実態調査

【実施主体】工業市場研究所

- ・国内外の経営系大学院に関する実態調査
- ・国内外の経営系大学院修了生の実態調査
- ・産業界の経営系大学院に対するニーズ等に関する調査

連携・データの提供

③ 経営系専門職大学院の機能強化に 資する取組についての調査研究 【実施主体】同志社大学

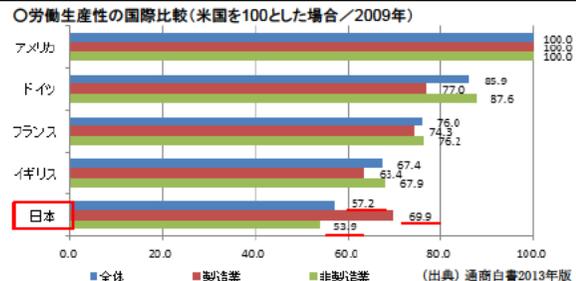
- ・産業界のニーズに応える教育プログラムの開発についての調査研究
- ・経営系専門職大学院における教員の教育指導能力の開発についての調査研究
- ・経営系専門職大学院の教育を推進するための産学連携のあり方についての調査研究

④ 長期的視点からの経営系専門職大学院の在り方 及び海外の認証評価に関する調査研究 【実施主体】一橋大学

10年、20年先のビジネス社会で必要とされる人材像を踏まえた経営系専門職大学院の在り方及び海外の主要な認証評価機関に関する調査研究

(課題・背景)

「日本再興戦略2016ー第4次産業革命に向けてー(平成28年6月2日閣議決定)」や中教審専門職大学院ワーキンググループの報告書等において、**若年人口が急速に減少していく我が国が、持続的な成長を維持するためには、国民一人一人の労働生産性を向上させることが必須であり、専門職大学院における高度専門職業人養成機能の一層の充実強化を図ることが喫緊の課題**と提言されている。



日本再興戦略2016ー第4次産業革命に向けてー(平成28年6月2日閣議決定) (抜粋)

◆高等教育等を通じた人材力の強化

⑤専門職大学院、高等専門学校、専修学校における高度専門職業人養成機能の充実

日本経済の成長を支える経営人材を質・量ともに豊かに輩出し、サービス産業等の生産性の向上を図るため、経営系専門職大学院について、グローバル化や地域密着、発展が見込まれる特定分野の強化といった各校の特徴を伸ばす形で人材養成機能の充実を図る。また、専門職大学院制度を早急に見直し、学生や産業界など多様な関係者の視点を取り入れた評価の充実、国際的評価機関による評価の促進、学部・研究科等との連携の促進、企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化等を進める。

【中教審専門職大学院ワーキンググループ報告書(平成28年8月10日)】(抜粋)

◆はじめに

少子高齢化が急激に進展する我が国が持続的な成長を継続するためには、高度な専門性が要求される分野において国民一人一人の労働生産性を向上させることが喫緊の課題であり、高度専門職業人養成機能の抜本的な充実強化が必要である。

◆2. 教育課程等

(1) コアカリキュラムの作成

○教育の質保証と教育内容を可視化する観点から、コアカリキュラムを、各分野において、ステークホルダーや認証評価機関、学会等の参画を得た上で策定し、必要に応じて更新することを促すことが必要である。

平成28年度事業※で実施する修了生や企業等の実態調査や策定されるコアカリキュラム等(ビジネス・MOT分野)を基に、以下の調査研究を行う。

※「先導的経営人材養成機能強化促進委託事業」

(事業概要)

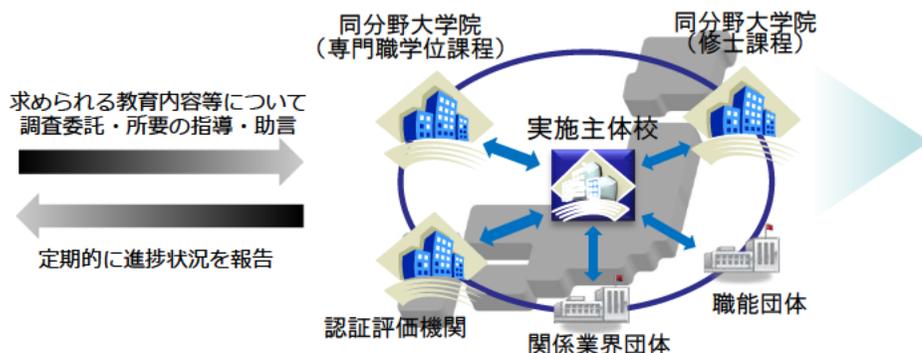
ビジネス・MOT分野のコアカリキュラム等の実証・改善

○平成28年度事業で策定されたコアカリキュラム等について、各専門職大学院のカリキュラムと比較・検証するなど、ステークホルダーの参画を得てブラッシュアップする。

成長分野や産業界のニーズが高い分野のモデルとなる教育プログラムの開発

○平成28年度事業で得られた企業等に対する実態調査の結果等を活用し、成長分野や産業界のニーズが高い分野に関する教育プログラムを開発する。
(例えばホスピタリティ、アグリビジネス、アントレプレナー、知財、コンテンツ等)

(実施体制)



- ・社会(「出口」)との連携強化による社会(「出口」)のニーズを踏まえた教育の提供
- ・専門職大学院の教育の質の向上
- ・教育内容の可視化による社会的認知度の向上
- ・特定分野を牽引する高度専門職業人の養成

調査研究テーマごとに委員会を設置し、全国の関係機関より参画を得て事業を実施

我が国の労働生産性の向上
地方創生への貢献